

栃木県スキー連盟業務運営要項

1 目的

本連盟規約第39条に基づき、本連盟及び所属団体等の業務を円滑に執行するため、本要項を定める。

2 専門部及び委員会

本連盟規約第34条及び第35条に基づき、理事会は、次の各本部及び委員会の業務を分担する。

- (1) 総務本部
- (2) 競技本部
- (3) 教育本部
- (4) 直轄委員会

3 本部長、委員長、副本部長、副委員長、部員、委員

前項の各本部の本部長、副本部長、委員長、副委員長、部員、委員は理事会に諮り会長が委嘱する。

4 本部及び委員会の業務の執行

本部及び委員会は、本部長を中心にそれぞれ担当する業務の執行に当たる。業務の執行に当たっては、原則として次による。

- (1) 計画立案及び予算資料の作成
- (2) 計画に基づく準備と実行
- (3) 業務執行の結果報告及び科目決算（行事終了後1月以内）
- (4) 所属団体等に対する指導、連絡、報告等
- (5) 上部団体等に対する報告等
- (6) その他

5 総務本部の業務

総務本部は、次の事項を担当する。

- (1) 会議運営（準備と結果整理を含む）に関する事項
- (2) 財産の管理に関する事項
- (3) 規約ならびに規程等に関する事項
- (4) 所属団体に関する事項
- (5) 事務局運営に関する事項
- (6) 上部団体に関する事項
- (7) 県連刊行物の発行に関する事項
- (8) 予算、決算に関する事項
- (9) 予算の調整に関する事項
- (10) 特別会計に関する事項
- (11) 登録に関する事項（会員登録、有資格者登録）
- (12) 傷害保険等の管理に関する事項
- (13) 他本部に属せざる事項

6 競技本部の業務

競技本部は、次の事項を担当する。

- (1) 競技スキー関係の事務処理に関する事項

- (2) 各所属団体との強化に関する連携
- (3) 本連盟が主催する各種競技会の実施に関する事項
- (4) 他団体が主催する各種競技会への参加に関する事項
- (5) 選手強化事業の実施に関する事項
- (6) 児童生徒のスキー活動に関する事項
- (7) 本部の庶務企画に関する事項
- (8) その他競技スキーの発展並びに強化に関する事項

7 教育本部の業務

教育本部は、次の事項を担当する。

- (1) スキー、スノーボード及びクロスカン트리ースキー指導員の育成並びに強化に関する事項
- (2) スキー、スノーボード及びクロスカン트리ースキーの指導、講習、検定に関する事項
- (3) S. A. J 指導者研修会に関する事項
- (4) 技術員選出に関する事項
- (5) 有資格者の確認に関する事項
- (6) 傷害防止に関する調査、資料収集、広報に関する事項
- (7) 傷害対策救急法講習に関する事項
- (8) 公認パトロールに関する事項
- (9) 本部の庶務企画に関する事項
- (10) その他教育本部に関する事項

8 直轄委員会の業務

直轄委員会は、次の事業委員会を所管し総括する。

- (1) 学校スノースポーツ委員会
- (2) スキースクール委員会
- (3) 小・中学生育成委員会

9 事務所

本連盟は、事務所を次の場所に設置する。

住所 宇都宮市下金井町936-8

郵便番号 321-2114 電話(028)665-9111 FAX(028)665-9112

メールアドレス ski_as_tochigi_1930@chorus.ocn.ne.jp

10 事務局の業務

本連盟規約第36条に基づき、事務局は、次のことを行う。

- (1) 文書、簿冊の整理、保管
- (2) 財産の維持保管
- (3) 会議招集状の起案、送付（電磁データを含む）
- (4) 会議場の確保と準備
- (5) 議案の送付（電磁データを含む）
- (6) 会議出席者のチェックとこれに対する交通費等の支払い（支払該当会議のみ）
- (7) 到着文書の点検と必要な連絡（電磁データを含む）

- (8) 必要な文書等の発送（電磁データを含む）
- (9) 所属団体負担金、会員登録料、有資格者登録料、検定料、参加料、広告料、バッチ代、公認料、補助金、寄附金等の受納
- (10) 金銭出納簿の記帳（電磁データを含む）
- (11) 事務局員の給与、手当での支払い
- (12) その他事務局に関すること

1 1 細則等

本要項に関する細則または内規については、別にこれを定める。

1 2 要項の改廃

この要項の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

- 1 この要項は、昭和49年7月6日から施行する。
- 2 平成8年11月16日一部改正
- 3 平成16年10月30日一部改正
- 4 平成18年10月28日一部改正
- 5 平成22年10月23日一部改正
- 6 令和3年6月26日一部改正